

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 29 年 12 月 1 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 29 年 12 月 1 日 (金) 午後 4 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	欠
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
4	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	欠
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	副課長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 10 番 中島 弘美 委員 11 番 原武 学 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 5 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	5 件

- **事務局長** 皆さんこんにちは。只今より平成 29 年 12 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんこんにちは。12 月に入りまして、皆様方の農作業・麦まきも終わろうとしていると思います。それと、皆さんが委員になられて 1 年 8 ヶ月が経過して、任期も半分を切っております。これからも頑張ってくださいと思っています。それでは、よろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 6 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。
10 番 中島 弘美 委員、11 番 原武 学 委員、議事録署名をお願い致します。
- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 9 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	5 件

以上を議題と致します。本日最初の議題を、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-4 としたいと思います。事務局の説明を求めます。

- **事務局長** 28・29 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっております。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的であるペット（犬）繁殖場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、30・31 ページに位置図、32 ページに宇図の写し、33

ページに土地利用計画図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 私も説明会に参加させていただきましたが、反対意見等もありませんでしたので問題ないと思います。
- **議長** 〇〇最適化推進委員いかがですか。
- **〇〇最適化推進委員** 私も説明会に参加しましたが、懸念される鳴き声やふん等についても、集落からも離れており問題ないと思います。
- **議長** 〇〇地区の2名の委員の話が終わりました。他に質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明を求めます。
- **事務局長** 1ページをごらんください。
第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。
整理番号 3-1 を朗読。
所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、2ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。
申請地につきましては、3ページに字図の写し、4ページに位置図を添付しております。
地区は〇〇地区です。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ご質疑はありませんか。特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** それでは、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-1 について説明を求めます。
- **事務局長** 5ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可

申請案件 整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である倉庫建設及び駐車場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、6・7 ページに位置図、8 ページに字図の写し、9 ページに土地利用計画図を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ここは私の担当地区ですが、申請地の奥に農地がありますが、申請者が1m程度の通路を確保していただけると言うことですので、問題ないと思います。皆さんから質疑はありませんか。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、挙手多数です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、整理番号5-2 について説明を求めます。

○ **事務局長** 10 ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が、住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域のため、第2種農地と判断されます。転用目的である共同住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、11・12 ページに位置図、13 ページに字図の写し、14 ページに土地利用計画図、15～17 ページに造成計画断面図、18 ページに家屋の平面図、19 ページに立面図を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 調査士の方と現地調査を行いました。周囲の宅地や農地の所有者、区長などの関係者にも説明を行い同意をえており、問題ないと思います。

- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、他に質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、整理番号 5-3 について説明を求めます。
- **事務局長** 20 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が、住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域のため、第 2 種農地と判断されます。転用目的である集合住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、21 ページに位置図、22 ページに字図の写し、23 ページに土地利用計画図、24・26 ページに建物の平面図、25・27 ページに建物の立面図を添付しております。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方はお願い致します。
- **〇〇番（〇〇委員）** 地元の農業委員にも最適化推進委員にも説明がされていない案件を、まっすぐ全体で審議というのはいかがなものか。
- **事務局** 事前説明を行うよう指導を徹底していきたい。
- **議長** 他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。
- **事務局長** 34 ページをごらんください。

第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 4 件、再設定が 1 件の計 5 件で、田が 8 筆、16,448 m²となっております。

次に 35 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,454,660.37 m²、今回解約面積 4,448 m²、今回計画といたしまして 16,448 m²、現在の合計 4,466,660.37 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午後 5 時 00 分